

2012年6月24日(日)

公益財団法人 日本サッカー協会
2012年度 第4回理事会

協議事項

1. 役付理事 選任の件
(協議) 資料No. 1 定款第 26 条 (役員の選任) の規定により、理事及び監事は評議員会の決議により選任され、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 尚、定款第 25 条の規定により会長を代表理事、副会長及び専務理事を業務執行理事とする。
2. 特任理事 選任の件
(協議) 資料No. 1 特任理事の選任は、基本規程第 14 条 (特任理事) の規定により、理事会の承認事項となる
3. 事務局長 選任の件
事務局長の選任は、定款第 41 条 (事務局) の規定により、理事会の承認を得て、会長が任免する。 ※事務局長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 (理事会の権限等) 第 4 項 第 3 号に規定する「重要な使用人」に該当する